

平成28年度 福井県公共工事入札監視委員会審議状況報告

福井県公共工事入札監視委員会要領第5の規定により、平成28年度の審議状況について下記のとおり報告します。

平成29年3月31日

福井県知事様

福井県公共工事入札監視委員会

記

1 開催状況

《第1回》

(1) 日時 平成28年5月31日(火) 9:30～11:30

(2) 場所 県庁10階 審問廷

(3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員

・入札および契約に係る制度の運用について

・抽出事案審議

ア 福井運動公園整備事業テニス場その2工事

イ 吉野瀬川ダム建設工事その2工事

ウ 平成27年度復旧治山工事(補正)

エ 坂井地区水道用水供給事業浄水池(電気)増設工事

オ (県単)道路改良工事調査・設計業務委託

・談合その他の不正行為に関する事項について

《第2回》

(1) 日時 平成28年8月30日(火) 9:30～11:30

(2) 場所 県庁3階 第4委員会室

(3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員

・入札および契約に係る制度の運用について

・抽出事案審議

ア 海岸災害復旧工事27災10号

イ 福井運動公園陸上競技場大型映像装置新設工事

ウ 福井港港湾整備事業(港湾改修)その2工事

エ 敦賀警察署栗野交番新築工事

オ 平成28年度農業水利施設保全対策事業福井8期地区(奥越地区)業務委託第2号

・談合その他の不正行為に関する事項について

《第3回》

- (1) 日 時 平成28年11月22日(火) 13:30 ~ 15:30
- (2) 場 所 県庁10階 審問廷
- (3) 出席委員 荒井委員、川上委員、清水委員、藤井委員 ※金崎委員は欠席
- ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ア 道路改良工事(社会資本整備総合交付金(広域連携))その2工事
 - イ 原子力災害制圧道路等整備工事(交付金)美浜工区28-3
 - ウ 平成28年度農道保全対策事業 美浜地区第1号工事
 - エ 福井城址瓦御門周辺石垣修繕工事
 - オ 海岸堤防等老朽化対策事業 調査・長寿命化計画策定業務委託28-3
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について

《第4回》

- (1) 日 時 平成29年3月22日(水) 9:30 ~ 11:30
- (2) 場 所 県庁10階 審問廷
- (3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
- ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ア 原子力災害制圧道路等整備事業(道路改良)神野28-4工事
 - イ 河内川ダム建設工事 付替町道1号線28-7
 - ウ 平成28年度かんがい排水事業(一般型・県営)丸岡地区第2号工事
 - エ ふくい教育博物館(仮称)展示工事
 - オ 橋梁補修工事(防災・安全交付金)調査・設計業務委託
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について

2 主な質疑および説明

(1) 入札制度全般

- Q 技術資料の提出がなかったとして失格となった業者があるが、提出された資料に不備があったのか。(第1回ア)
- A 入札時に技術資料の提出がなかったものである。入札方式を電子入札により行っているため、応札する業者は入札をする際に技術資料を添付して電子送信により提出する必要があるが、資料が添付されていないかった。
- Q 応札者が20者と多かったようだが、どのような理由があるのか。(第1回イ)
- A 工場で作成した高欄を橋梁に設置する工事で、高欄自体は特殊なものではなく、かつ現場施工の難易度も比較的容易な工事であったことから、応札しやすかったのではないかと考えている。
- Q 応札者が少ないが、応札可能業者はどのくらいであったのか。(第1回エ)
- A 当工事は水道用浄水施設の電気工事であり、過去に同様の工事の施工実績を要件としているが、応札可能業者は21者を見込んでいる。特殊な施設のため、敬遠されたのではないかと。

Q この工事は低入札価格調査制度を適用しているが、対象となる工事はどのくらいあるのか。

(第2回イ)

A この制度の対象となるのは設計額が2億円を超える工事であり、年度により異なるが、昨年度は20件程度であった。

Q 応札者が27者と多く、また失格者も24者と多いが、どのような理由が考えられるか。(第2回ウ)

A 主な工事内容が土砂運搬と単純な工事であることから応札者が多かったが、運搬方法を工夫して費用をおさえることができる工事であったため、激しい価格競争となり、その結果、最低制限価格を下回って失格となった業者が多かったのではないかと考えている。

Q 指名業者の選考はどのように行ったのか。(第3回オ)

A 今回の業務内容が建設コンサルタント業の複数の登録部門にまたがるため、それらすべての部門について入札参加資格があり、かつ技術者を有することなどの点から選定している。

Q 入札条件で応札者は県内業者に限定せず所在地を問わないとしているが、海外からの応札もあり得るのか。(第4回エ)

A 県の競争入札参加資格を持つことが必要であり、海外の業者は登録されていない。

Q 入札の条件として博物館や美術館の施工実績があることとしているが、応札可能業者は何社見込んだか。(第4回エ)

A これまでふるさと文学館やこども歴史博物館などを発注した際に施工した業者など5社程度を見込んだ。

(2) 総合評価落札方式関係

Q 応札者の全てが、総合評価基準の「若手担当技術者の配置」について加点を受けていないとのことだが、この制度の積極的な活用につながっていないのか。(第1回ウ)

A この制度は、担い手育成の観点から、平成27年4月より総合評価落札方式の中で若手技術担当者の常駐に対する加点項目を設けたものであり、約1年が経過したところである。

技術者数の多い業者では、将来を見据えて施工経験を積ませるために活用する業者がある一方で、中小の業者では技術者数に余裕がなく、制度を活用する業者はまだ多くはない。今後とも制度の広報・周知に努めたい。

Q 設計業務における総合評価落札方式は試行とのことだが、評価基準などは公表されているのか。

(第1回オ)

A 「総合評価落札方式試行の手引き」において公表している。

Q 総合評価基準の技術提案に関する評価ではどのような点で差がついたのか。(第2回ア)

A 工程に係る提案として効率的に船を使用して工期短縮を図る内容などで評価点に差がついている。

Q 総合評価項目のうち地域精通度で差がついているが、どのような場合に加点されるのか。(第2回エ)

A 工事場所が敦賀市内であり、敦賀市内または敦賀土木事務所管内の業者に対しそれぞれ加点を行う。

Q 総合評価基準の技術評価では、どのような点で差がついたのか。

A 企業の技術力に関する評価項目である「優良工事表彰」の受賞の有無や、県発注工事の「工事成績」の平均点などで評価点に差がついている。(第3回ア)

・落札者は技術評価点が高く、7割以上の自社施工を行うことでも評価を受けていることから、当工事では、「地域防災力維持型」の制度主旨である技術力に優れかつ自社で施工する能力のある優良な地元建設業者の確保・維持という理念に沿った業者選定となっている。(第3回イ)

Q 技術評価項目の「地域精通度」による加点評価は、発注者として地元業者に工事をとってほしいという狙いがあるのか。(第4回ア)

A その地域に精通している業者への加点であるが、作業員や建設機械を保有し、災害時の復旧対応や除雪作業を担う地域に根ざした業者に配慮するという趣旨も含んでいる。

Q 総合評価落札方式の地域防災力維持型は、制度創設後まだ2年と期間は短いですが、地域において災害復旧などを担う業者の存続に貢献すると評価できるか。(第4回ア)

A 工事施工箇所は市町によりバラつきがあり、小浜土木事務所管内では施工箇所の多い高浜町やおおい町では発注件数が多く、地域防災力維持型によることで地元業者の選定に役に立っていると考えている。その一方で、工事発注が少ない市町では、そもそも地元業者が工事を受注することは期待できず、今後の課題と考えている。

Q 落札者は入札価格4位にもかかわらず技術評価点が高かったために落札したが、技術評価点はどの項目で他の応札者より高かったのか。(第4回イ)

A 「工事成績」と「広域防災への取組み」の項目である。前者は2年以内に検査を受けた工事の平均点数、後者は災害時に他の土木事務所管内へ出動する協定の有無を評価している。

(3) その他

Q 設計業務委託においても前払金を受けることはできるのか。(第3回オ)

A 請求することは可能である。ただし、その業務の材料費や労務費などに用途は限定されている。

Q 応札者に経常建設共同企業体という業者があるが、どのようなものか。(第4回ウ)

A 別々の業者が2者で構成する共同企業体として県の競争入札参加資格を得た者であり、資格の有効期間である2年間は常に共同企業体として工事を請け負う者である。

3 検討を要する事項

特になし